

姫路市が行う電力の調達契約に係る環境配慮方針

(趣旨)

第1条 この方針は、姫路市（以下「本市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力の調達契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力の調達契約」とは、本市が行う電力の調達に係る競争入札における入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の判定に際し、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 環境関連規格認証等取得状況
- イ 需要家に対する省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組又は地域における再エネの創出・利用の取組

(3)

(評価)

第5条 本市が行う電力の調達に係る競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条各号に定める環境評価項目について別表により算定した評価点その他の

必要事項を「姫路市が行う環境に配慮した電力の調達契約評価項目報告書」（様式第1号）に記載し、市長に提出するものとする。

なお、当該年度内において、評価点に変更があった場合は、その都度市長に提出するものとする。

2 市長は、小売電気事業者から提出された「姫路市が行う環境に配慮した電力の調達契約評価項目報告書」の内容を評価する。

3 市長は、評価の結果について、「姫路市が行う電力の調達契約に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（通知）」（様式第2号）により当該競争入札を実施しようとする所属長へ通知するものとする。

（入札参加資格）

第6条 市長は、前条第2項で定める環境評価項目の評価点が70点未満であるときは、入札参加資格を与えないものとする。

（入札参加資格の確認）

第7条 競争入札を実施する所属長は、「姫路市が行う電力の調達契約に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（通知）」により各小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格を確認するものとする。

（その他）

第8条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力の調達に係る環境影響評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）

第9条 この方針に係る事務処理等は、環境局環境政策室において行う。

附 則

この方針は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年3月10日から施行する。

附 則

この方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。